

別表第 4 (目的達成業務一法第 21 条第 1 項第 17 号関係)

貸付けの対象事業	貸付けの相手方	貸 付 け の 条 件			
		利 率 (年)	償還期限 (据置期間を含む)	据置期間	貸 付 額
用地先行取得事業	用地先行取得事業を行う地方公共団体(都道府県を除く。)、土地開発公社又は公益法人(出資金額又は拠出された金額の2分の1以上を地方公共団体が出資し、又は拠出しているものに限る。)	1.9%	5年以内	5年以内	貸付けの相手方が用地先行取得事業を行うのに必要な資金の100分の100以内
空き店舗等先行取得事業	空き店舗等先行取得事業を行う特定商店街組合又は特定会社	4.3%	5年以内	5年以内	貸付けの相手方が空き店舗等先行取得事業を行うのに必要な資金の100分の100以内
倒産等企業施設先行取得事業	倒産企業施設先行取得事業を地方公共団体(都道府県を除く。)、土地開発公社、公益法人(出資金額又は拠出された金額の2分の1以上を地方公共団体が出資し、又は拠出しているものに限る。)又は集団化事業を行う事業協同組合若しくは協同組合連合会(当該集団化事業に係る倒産等企業施設先行取得事業に限る。)	4.3%	5年以内	5年以内	貸付けの相手方が倒産等企業施設先行取得事業を行うのに必要な資金の100分の100以内
ソフトウェア開発取得事業	ソフトウェア開発取得を行う経営革新計画承認グループ事業を行う中小企業者、特定中小企業団体、企業組合、協業組合又は中小企業者たる会社	1.05%以内 (中小企業総合事業団高度化・共済事業等業務方法書第5条第7号ヌ、ル、ワ又はソに掲げる事業を行う場合は無利子)	10年以内	1年以内	貸付けの相手方がソフトウェア開発取得を行うのに必要な資金に知事が査定した額に別表第1から第3の表の貸付けの対象事業ごとに貸付額の欄に定める割合を乗じて得た額以内
	ソフトウェア開発取得を行う特定法人				貸付けの相手方がソフトウェア開発取得を行うのに必要な資金について知事が査定した額の100分の80以内の額

別表第 5 (高度化を支援する事業関係)

貸付けの対象事業	貸付けの相手方	貸付けの対象施設	貸 付 け の 条 件			
			利 率 (年)	償還期限 (据置期間を含む)	据置 期間	貸 付 額
一般地域産業創造基盤整備事業	一般地域産業創造基盤整備事業を行う特定会社、公益法人又は商工会等	一般地域産業創造基盤整備事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	無利子	20年以内	3年以内	設置資金について知事が査定した額の100分の80以内
市街化区域地域産業創造基盤整備事業	市街化区域地域産業創造基盤整備事業を行う特定会社、公益法人又は商工会等	市街化区域地域産業創造基盤整備事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	無利子	20年以内	4年以内	設置資金について知事が査定した額の100分の90以内
集積活性化地域産業創造基盤整備事業	集積活性化地域産業創造基盤整備事業を行う特定会社、公益法人又は商工会等	集積活性化地域産業創造基盤整備事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	無利子	20年以内	4年以内	設置資金について知事が査定した額の100分の90以内
地域情報化促進事業	地域情報化促進事業を行う地域情報センター	地域情報化促進事業の用に供する設備	1.05%以内	20年以内	3年以内	設置資金について知事が査定した額の100分の80以内
商店街整備等支援事業	商店街整備等支援事業を行う特定会社、公益法人(地方公共団体、事業協同組合等(事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、商工組合若しくは商工組合連合会又は商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会をいう。)及び商工会等が出資金額又は拠出された金額の2分の1以上(中小小売商業者又は中小サービス業者が出資又は拠出している金額を含む。)を出資又は拠出しているものに限る。)又は商工会等	商店街整備等支援事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	無利子	20年以内	3年以内	設置資金について知事が査定した額の100分の80以内